

医療・福祉問題研究会会報

NO. 136
2017.11.10

医療・福祉問題研究会 第129回研究例会

日 時: 12月23日(土) 午後3時~5時

会 場: 松ヶ枝福祉館4F 集会室(金沢市高岡町7番25号)

テーマ: 『障害のある人への支援体制の現状と課題』

報告者: 村田南美さん(医療・福祉問題研究会 会員)

1980年に重症心身障害児施設に就職し、以後、法人内の施設や事業所で生活支援や相談支援、公立施設の指定管理等に携わり、現在金沢市障害者基幹相談支援センターに出向しています。就職した際にかかわった人たちも中高年世代となりました。互いの人生を振り返るような年代になり、私自身、後進に何をどうつないでいくかを考えることが多くなってきました。1980年代は国際障害者年から始まり、その後、日本の障害福祉は大きく動きました。度重なる制度変更に翻弄されてきた感もありますが、支援の現場はあるべき姿に向けての実践が重要だと考えてきました。

私が体験したことや考えたことは障害福祉の一端でしかありませんが、障害のある人の権利擁護や虐待防止の取り組みをどう進めるのか・不適切な支援をどう正していくのか・当事者主体の質の高いサービスとは何か・障害の重い人たちの意思決定支援をどう進めるのか・相談支援体制をどう整えていくのか等について、参加する皆さんとのやりとりを通して深めたいと思います。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

※例会に先立ち、13時より同会場にて運営委員会を開催いたします。

『無料低額診療事業の現状と課題』

手取の里 虎瀬寛子

10月21日、「無料低額診療事業の現状と課題」というテーマで無料低額診療事業を利用した患者の社会的背景や無料低額診療事業の現状と今後の課題について、城北病院で医療ソーシャルワーカーをしている伍賀道子氏より報告をしていただいた。

無料低額診療事業とは社会福祉法第2条第3項に基づき、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業である。2006年時点で無料低額診療事業を行っている事業所が全国で260カ所あり、無料低額診療事業を実施している主体は無料低額による受診者割合によって固定資産税や不動産取得税の税制上の優遇を受けることが出来る。

県内で無料低額診療事業を実施している医療機関は石川勤労者医療協会が運営する城北病院をはじめ、7つのクリニックや診療所、歯科医院とそれ以外が運営している3つの病院だけである。地域でみると、能登地区で無料低額診療事業を実施している事業所がない。

2015年4月からの1年間に城北病院で無料低額診療事業を利用したケース分析も紹介され、60代以上の年金受給者の割合が高いことや無保険を含めると国民健康保険加入者が7割を占めている。疾患別にみると、若年の糖尿病患者が多い。無職が7割を占めているが、有職者の中でも、タクシー運転手や新聞配達員が無料低額診療事業を多く利用している。病院受診後に医療費だけでなく、生活相談や家族調整に支援が必要なケースが多いが、無料低額診療事業を利用したことで9割が治療継続に繋がっている。

しかし、無料低額診療事業では医療費だけが減免の対象となり、保険調剤薬局での一部負担金は支払わなければならない。特に糖尿病の患者はインスリンが必要な人が多く、医療費よりも薬剤費が高くなり家計の負担となっている。他県では自治体独自に薬代の自己負担助成を実施しているところもあり、石川県でも請願署名の取り組みをしている。金沢市では療養援護との併用が出来ず、国民健康保険法第44条を利用する人は少ないが、積極的に国民健康保険第44条を活用していく必要がある。

無料低額診療事業を利用することで受療権を守ることは出来るが、無料低額診療事業が公的社会保障の受け皿になってしまわないように公的责任としての社会保障制度を守り、改善していく取り組みも同時にしなければならない。



生活保護基準引き下げ違憲訴訟 第10回口頭弁論 傍聴報告

大田 健志

9月11日、標記の第10回口頭弁論が行われました。今回の口頭弁論では、被告からの反論に対しての論述、そして日本福祉大学准教授の山田壮志郎氏が分析・作成した「生活保護基準引き下げの生活への影響－違憲訴訟原告アンケートの結果から－」のデータを用いて、生活保護受給世帯の置かれている現状を陳述しました。

まずは、被告側の主張に対しての反論。被告は、①生活保護基準の設定は厚生労働大臣の広い裁量が認められること、②基準改定の違法性を判断する際に受給者の個別具体的な状況を考慮する必要がないことを理由として、「生活実態を考慮する必要はない」と述べてきました。対して原告は、厚生労働大臣の「裁量」は、①考慮すべき事項について十分な事実関係を確認していること、②適切に判断を下せる専門性を持っていることの2点が担保されて初めて、「裁量」は認められると主張。生活保護利用世帯の生活実態は必ず考慮される必須要素であり、それが欠けた今次の基準改定は裁量権の逸脱・濫用だと訴えました。

次に、日本福祉大学准教授の山田壮志郎氏が作成した意見書について。この意見書では、厚生労働省が2010年に実施した「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の調査結果と、2015年に全国の生活保護利用世帯を対象に実施した「生活保護基準引下げ違憲訴訟原告アンケート」の調査結果を利用しています。この調査の比較・分析によって、①2010年時点での生活保護利用世帯と一般世帯の生活水準の格差、②生活保護基準引き下げ（2013年）前後の保護利用世帯の生活の変化をとらえています。

以前から訴えてきた食生活のみならず、レジャー・社会参加の機会が一般よりはるかに少ないこと、冠婚葬祭を含めた親族・近隣との付き合いが希薄となっていることもデータを用いて示され、以前から低水準であった生活の質をますます低下させるだけでなく、以前は一定程度保障されていた「最低限度の生活」さえ脅かしている現状を訴えました。

また、回答者から寄せられた声も紹介。「食事は3回から2回にしている」、「光熱費が掛かるので昼間は図書館で過ごしている」、「葬式にも行けない」という悲痛な叫びが多く見られます。さらに、「子どものランドセル代が工面できない」、「小学校の遠足、宿泊学習の参加費が出せない」、という意見も寄せられ、厚生労働大臣の裁量によって、個人の生きがい、子どもたちの権利までもが奪われている現実が見えてきました。実態を正しく考慮していない生活保護基準引き下げは、明らかに裁量権の逸脱・濫用だと訴えました。

次回の期日は12月14日(木)です。「いのちのとりで」を強く大きなものにするため、傍聴席を満杯にして、声を挙げていきましょう

「年金引下げ違憲訴訟」第5回口頭弁論を聞いて

河野すみ子

10月4日、「年金引下げ違憲訴訟」第5回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われ、原告や支援者ら約60名が集まりました。

最初に、弁護団が原告などの生活実態調査の結果について陳述しました。全原告を含む高齢者（143名）の生活は、ほぼ「下流老人」といえる状況にあり、暮らし向きが「苦しい」と答えた方は69%、年金引き下げによる家計への影響が「ある」方は69%でした。家計の負担の重いものとして、食費とともに医療費・薬代、保険料などがあげられ、エアコンの使用は我慢している。付き合いはできるだけ我慢している。介護施設に入居している妻の利用料負担が2倍になり、いつまで払えるか心配など、困窮している生活実態が明らかになりました。結論として、国民の生活が脅かされているという深刻な実態をふまえれば、本件減額改定が違憲であることは明らかであると述べました。

ついで、原告を代表してYさんが、これまでの人生を振り返りながら口頭陳述を行いました。なお、当日、第2次訴訟に参加した福井の方も陳述を行う予定でしたが、国側が「福井地裁で裁判を行うべき」として福井地裁の移送を主張したため、今回は行わないことになりました。

Yさん（70歳、男性）の陳述を要約します。若いときから働いてきた国鉄松任工場はきつい職場でしたが、「辛抱して働けばある程度の退職金と生活できる年金はもらえる」という先輩のことばを信じて、保険料を523ヶ月（43年5.8ヶ月）納めました。この年金から介護保険料、国保料などが天引きされ、銀行に振り込まれる金額は1ヶ月、139,455円程度。ここから固定資産税、電気、ガス、水道代などを支払い、加えて病気や冠婚葬祭、30年をへた家の修理などもあり、「生活は大変苦しいです」と述べました。旧国鉄共済の保険料は厚生年金保険料よりも高く設定されていたが、国鉄分割・民営化のなかで、厚生年金加入者の年金より10%削減になりました。まさに「政治に翻弄された私の年金です」と語りました。そして、共働きだった妻は40年間保険料を払ってきたが、60歳で亡くなり、年金はまったく支給されませんでした。一定の条件を満たせば、遺族に一時金として支払う制度に改めるよう求めました。

日本の年金水準は低く、特に、ひとりだけの年金になると、とても厳しい生活になっています。年金カット法は廃止して安心できる年金制度にすべきだと思いました。次回は、12月26日（火）午後2時30分から行われます。多くの方々の傍聴をお願いします。

会員レポート

人権を主張するいしかわの会（JSK）第3回総会 開催

大田 健志

10月13日（金）、石川民医連3階会議室にて、JSK第3回総会が開催されました。司会は城北病院医療ソーシャルワーカーの太田棕子さん。はじめに、代表委員の圓山晃一郎さんから開会挨拶が行われた後、ミニ講演会に移りました。

ミニ講演会では、まず、金沢大学名誉教授の井上英夫さんから生活保護という制度を「いのちのとりで」・「人権の砦」にすること。政治・社会・裁判運動は一体であり、さらに、憲法9条と25条も一体だからこそ、25条を高めることが9条を高めることにつながり、それが「平和的生存権」の保障となるということ。そして、「裁判は楽しく」など、全国の取り組みや裁判の意義についてお話されました。

続いて、石川県保険医協会の工藤浩司さんが、石川での裁判の取り組みや意義を明快に整理して解説されました。工藤さんの詳細な報告は11月18日（土）に、別途学習会が開催される予定です。

講演後、JSK事務局長の武田仁さんから議案の提案、続けて監事の藤牧渡さんから会計監査報告が行われ、すべての議案が拍手で承認されました。最後に、代表委員の森山治さんから閉会挨拶。「楽しくなければ、というのは大切な視点。自分も、学生の頃に堀木訴訟に協力していて、色々させられたが、振り返ると楽しい体験だった。この裁判でも楽しく取り組みを広げていくことが大切」と話され、総会は終了しました。

<今後の裁判についてのご案内>

- ・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」
第11回口頭弁論
12月14日（木）13時30分
- ・「年金引下げ違憲訴訟」第4回口頭弁論
12月26日（火）14時30分

ご都合のつく方はぜひ裁判傍聴にお越しください。
多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！

2017年医療・福祉問題研究会大忘年会のお知らせ

毎年、研究会の忘年会を楽しみにしている方も多いかと思えます。

今年も研究会終了後に、会員の皆さんと一年の労をねぎらいながら、楽しく賑やかに盛り上げていきたいと思えます。

日時：12月23日（土・祝）午後6時～8時ごろ

会場：金澤旬味 絹屋（金沢市 尾山町 3-2 TEL： 076-201-8139）

<http://kanazawa-kinuya.com/>

会費：6,000円（コース料理・2時間飲み放題付き）

参加を希望される方は、12月15日（金）までに幹事までご連絡ください。

Eメール：iskw_ota@doc-net.or.jp（幹事：大田健志）



事務局住所が変わりました！

〒920-1192

金沢大学 人間社会学域地域創造学類

社会保障研究室内

TEL：076-264-5411